

中津市省エネルギー診断補助金交付要綱

令和7年3月31日中環第2649号

(趣旨)

第1条 中津市省エネルギー診断補助金（以下「補助金」という。）の交付については、中津市補助金等交付規則（平成19年中津市規則第9号。以下「規則」という。）及び補助金等の交付手続に関する特例規則（平成18年中津市規則第7号。以下「特例規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、エネルギー使用の合理化を図るため、事業所において省エネルギー診断を実施する中小企業者に対して補助金を交付することにより、市内の脱炭素に向けた意識の醸成を図るとともに、中津市における温室効果ガスの排出量を削減し、脱炭素化を推進することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 市長は、補助金の交付対象となる者（次条において「補助対象者」という。）が補助金の交付の対象となる事業（次項において「補助対象事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象事業は、次に掲げる診断（以下「省エネルギー診断」という。）の受診とする。ただし、規則第3条第1項の規定により補助金の交付の申請（以下「交付申請」という。）をする年度の4月1日以降の受診に限る。

- (1) 一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断
- (2) 一般社団法人環境共創イニシアチブが実施するウォークスルー診断

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する法人であること。
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であること。
 - イ 年間エネルギー使用量が1,500kWh未満の会社法（平成17年法律第8

6号)に定める会社以外の法人であること。

(2) 市内の事業所(本店、支店、営業所、事務所その他いかなる名称であるかを問わず、事業を行うために必要な施設をいう。以下同じ。)における省エネルギー診断の受診であること。

(3) 中津市ゼロカーボン推進パートナー制度実施要綱(令和7年中環政第2170号)の規定による中津市ゼロカーボン推進パートナーに認定されていること。

(4) 特例規則第2条第2項に規定する市税等の滞納がないこと。

3 前項の規定にかかわらず、省エネルギー診断を受診する事業者、事業者の構成員等が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は、この補助金の交付の対象としない。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、省エネルギー診断の受診に要する費用のうち、補助対象者の自己負担分に相当する費用(消費税及び振込手数料を除く。)とする。

(補助率)

第6条 補助率は、10分の10とする。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付申請は、補助を受けようとする年度の市長が定める日までに行わなければならない。この場合において、補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、中津市省エネルギー診断補助金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書」という。)に市長が別に定める書類を添付して、市長に提出するものとする。

2 申請者は、補助対象として申請した経費に関しては、同一年度内に同一費目について、国、県、市町村及び各種支援機関が実施する他の補助等を受けてはならない。

3 交付申請は、1事業所につき1回とする。

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請書等の提出があった場合は、その内容を審査し、交付又は不交付の決定をしたときは、中津市省エネルギー診断補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、交付申請を先着順に受け付けるものとし、交付申請に係る補助金の総額が予算の範囲を超えると認める場合は、交付申請の受付を停止することができる。
- 3 市長は、交付申請の内容を審査するに当たり必要があると認めるときは、申請者等に対して報告を求め、又は現地調査等を行うことができるものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条第1項の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、市長に対し、補助金の請求をするものとする。この場合において、第5条の申請書を請求書として取り扱い、請求は、交付決定の日にあったものとみなす。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、若しくは既に交付した補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

- (1) 第4条に定める補助対象者の要件に該当しなくなった場合
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (3) この要綱の規定に違反した場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適切であると認める事由が生じた場合

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、中津市省エネルギー診断補助金交付決定取消通知書（様式第3号）により、交付決定者に通知するものとする。

(協力)

第11条 交付決定者は、市がゼロカーボンの推進のために事業を行うときは、これに協力するよう努めなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定をした補助対象事業における第8条から第10条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。